4/22(水)掲示

高等学校・高等専門学校奨学生募集のしおり

公益財団法人川口交通遺児育英会

本会では、大阪府在住もしくは出身者、または大阪府下の学校に在学する者のうち、保護者が交通事故で死亡したり、負傷のため著しい後遺障害があって働けなくなったりした御家庭で、高等学校または高等専門学校への就学が経済的に困難となった生徒に対し、奨学金を給付して援助を行ない、社会に有用な人材を育成する事業を行なっています。**奨学金は、高等学校または高等専門学校卒業後に返済する必要はありません。**

本会の高等学校・高等専門学校奨学生を志望する者は下記募集要領により出願してください。

――◇ 募　集　要　項 ◇――

第１　応募資格・条件

保護者等が交通事故で死亡し、あるいは負傷のための著しい後遺障害等（自動車損害賠償保障法施行令別表第１級から第３級までの障害）のため働けなくなった家庭にあって、学費の支弁が経済的に困難である者のうち学校教育法による高等学校または高等専門学校に在学し、学業、人物ともに優秀な者を募集します。

なお、奨学金規程・奨学生選考基準により選考します。

応募資格は３頁の別記奨学生出願上の注意事項を参照してください。

第２　出願時期

本会の応募資格・条件が備わっている者は、令和８年６月３０日までに出願手続をとって下さい。

第３　令和８年度採用予定人員　　約３名を予定しています。

第４　奨学金の給付額

奨学金の額は、月額２０，０００円です。正規の卒業期までの期間、原則として２カ月分をまとめて隔月に交付します。特別の事情があるときは、２カ月分以上を合わせて交付することがあります。

希望者は、5/12(火)までに職員室西本まで

第５　出願手続

本会の定めるつぎの書類を、在学している学校長を経て、本会宛に提出してください。

1　奨学生願書（本会所定のもの）
2　在学証明書
3　交通事故証明書（警察署の発行する証明書がない場合には、民生委員または学校長の証明でよい。）
4　交通事故で死亡または負傷した方と本人の続柄を証明する書類（住民票、住民票で続柄が記載なき場合はそれに代わる証明書）
5　後遺障害等の程度を証する証明書（必要な場合のみ）
6　成績証明書
7　所得証明書又は生活程度を証する証明書

第６　願書提出先

〒　５４２－００８１
大阪市中央区南船場４丁目１２番８号
関西心斎橋ビル９階　税理士法人陽光内
公益財団法人川口交通遺児育英会 代表理事 川 口　　洋
（電話 大阪 06-6121-2525 (代)）

第７　奨学生採用通知

出願があったときは、願書の内容を審査し、面接を行い、奨学生選考委員会で奨学生選考基準に基づいて審議して、審査結果を出願者に文書で通知します。面接の日時、場所については後日連絡します。

第８　そ　の　他

1　出願にあたっては、別記［奨学生出願上の注意事項］をよく読んでください。
2　他の奨学金等の貸与、給付を受けている場合でも出願できます。
3　高等学校または高等専門学校に在学中は、毎年在学証明書を提出していただきます。
4　奨学金は、高等学校または高等専門学校卒業後に返済する必要はありません。
5　出願についての問合せ先
　第６の本会の事務局にお願いします。

以　上